

広島県税規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第二十三号

広島県税規則等の一部を改正する規則

(広島県税規則の一部改正)

第一条 広島県税規則(昭和二十九年広島県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二項第九号及び第二十三条の五中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」に改める。

別記様式第五号の八表を次のように改める。

(表)

広島県 自動車税領収済通知書 (払込取扱票) 通常払込料金加入者負担 <input type="checkbox"/> 金額訂正 <input type="checkbox"/>											
口座記号番号										金額	
										千 百 十 万 千 百 十 円	
										金額	
加入者名	収納機関番号	納付番号	確認番号	納付区分	備考						
賦課年度	納期限	平成 年 月 日	登録番号								
▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼											
▲ ▲ ▲ ▲ ▲ ▲ ▲ ▲ ▲ ▲ ▲ ▲											
氏納税者名	様										領収日付印
コンビニ収納用	(ご注意) バーコードがないもの、読取りができないもの又は金額訂正したものは、コンビニエンスストアでは納付できません。 収納代行										広島県/ゆうちょ銀行(郵便局)控 またはコンビニ本部控
主管所名	広島県 県税事務所										

通常払込料金加入者負担 広島県 納付書 (振替払込請求書兼受領証) <input type="checkbox"/>											
口座記号番号										金額	
										千 百 十 万 千 百 十 円	
										金額	
加入者名											
納付番号											
確認番号											
賦課年度											
納期限 平成 年 月 日											
登録番号											
納税者氏名											
様											
税 額											
円											
主管所名											
広島県 県税事務所											
領収日付印											
備考											
ゆうちょ銀行(郵便局)→納税者 または金融機関/店舗控											

広島県自動車税納税通知書兼領収証書 <input type="checkbox"/>											
賦課年度											
課税標準(登録番号)											
納税通知書番号											
納 期 限 平成 年 月 日											
税 額											
円											
上記の税額を納期限までに納付してください。											
平成 年 月 日											
広島県 県税事務所長											
お問合せ先 広島県 県税事務所											
電話											
◎ 裏面をお読みください。 ◎税額を訂正すると納付できません。											
収入印紙不要											

備考 用紙の大きさは、縦11.4センチメートル、横29.7センチメートルとする。

別記様式第六号の三の二表)を次のように改める。

(表)

広島県 自動車税領収済通知書 (払込取扱票) 通常払込料金 金額 加入者負担 訂正											
口座記号番号										金額	
										千 百 十 万 千 百 十 円	
										千 百 十 円	
加入者名	収納 機関 番号	納付 番号			確認 番号	納付 区分			備考		
賦課 年度	納期限	平成	年	月	日	登録番号					
▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼											
▲ ▲ ▲ ▲ ▲ ▲ ▲ ▲ ▲ ▲ ▲ ▲											
氏納 税者 名	様									領 収 日 付 印	
コンビニ 収納用	(ご注意) バーコードがないもの、読取りができないもの又は金額訂正したものは、コンビニエンスストアでは納付できません。 収納代行 広島県/ゆうちょ銀行(郵便局)控 またはコンビニ本部控									様	
主管所名	広島県 県税事務所										

通常払込料金 広島県 納付書 (振替払込請求書兼受領証)											
口座記号番号											
加入者名											
金額	千 百 十 万 千 百 十 円										
納付番号											
確認番号											
賦課年度											
納期限	平成 年 月 日										
登録番号											
納税者氏名	様										
税額 (延滞金額)	円										
主管所名	広島県 県税事務所					領 収 日 付 印					
備考											
ゆうちょ銀行(郵便局)→納税者 または金融機関/店舗控											

広島県自動車税領収証書												
賦課年度	課税標準 (登録番号)								納税通知 書番号			
様												
納期限	平成 年 月 日					税額 (延滞金額)	円					
上記の税額(金額)を領収しました。												
領 収 日 付 印												
お問合せ先		広島県 県税事務所 電話										
◎裏面をお読みください。 ◎税額を訂正すると納付できません。												
収納代行						収入印紙不要						

備考 用紙の大きさは、縦11.4センチメートル、横29.7センチメートルとする。

別記様式第十一号の六表(表)を次のように改める。

(表)

広島県 自動車税領収済通知書 (払込取扱票)										通常払込料金 加入者負担	金額 訂正						
口座記号番号										千	百	十	万	千	百	十	円
金額																	
加入者名	収納 機関 番号	納付 番号	確認 番号	納付 区分	備考												
賦課 年度	納期限	平成	年	月	日	登録番号											
▼																	
▲																	
氏納 税者 名	様										領 収 日 付 印						
コンビニ 収納用	(ご注意) バーコードがないもの、読取りができないもの又は金額訂正したものは、コンビニエンスストアでは納付できません。 収納代行 広島県/ゆうちょ銀行(郵便局)控 またはコンビニ本部控										様						
主管所名	広島県	県税事務所															

通常払込料金 加入者負担										広島県 納付書 (振替払込請求書兼受領証)									
口座記号番号										千 百 十 万 千 百 十 円									
加入者名										千 百 十 万 千 百 十 円									
金額																			
納付番号																			
確認番号										納付区分									
賦課年度																			
納期限										平成 年 月 日									
登録番号																			
納税者氏名										様									
税 額										円									
主管所名					広島県 県税事務所					領 収 日 付 印									
備考																			
ゆうちょ銀行(郵便局)→納税者 または金融機関/店舗控																			

広島県 自動車税督促状兼領収証書										公									
賦課 年度	課税標準 (登録番号)							納税通知 書番号											
納 期 限										平成	年	月	日	税 額	円				
上記のとおり滞納となっていますから、直ちに納付してください。										上記の税額を領収しました。									
平成										年	月	日	領 収 日 付 印						
広島県 県税事務所					広島県 県税事務所					県税事務所長									
お問合せ先			広島県 県税事務所			電話			ゆうちょ銀行(郵便局)で納付された場合は、領収証書に代えて振替払込請求書兼受領証が交付されます。										
◎裏面をお読みください。 ◎税額を訂正すると納付できません。										納税者保管									
収納代行										収入印紙不要									

備考 用紙の大きさは、縦11.4センチメートル、横29.7センチメートルとする。

別記様式第三十九号の二及び別記様式第三十九号の三を次のように改める。

平成 年度個人の県民税賦課報告書

平成 年度現年課税分(本年度分、過年度分)個人の県民税を賦課したので広島県条例第41条第1項及び第5項の規定によって、次のとおり報告します。

区 分	調 定 額									
	本 年 度 分					過 年 度 分				
	均 等 割 額	所 得 割 額	計	分離課税に係る所得割	合 計	均 等 割 額	所 得 割 額	計	分離課税に係る所得割	合 計
県 民 税	普通徴収分①	円	円	(A) 円	円	()円	円	(A') 円	円	円
	年金特別徴収分②			(B)				(B')		
	給与特別徴収分③									
	①+②+③ 計④				(a)				(a')	
	③当該年度のうち翌年度調定額⑤			(C)					(C')	
	⑤									
	令8条3項の当該年度の収入額となるべき課税額(調定額)	前年度課税額のうち当該年度調定額	前年度賦課異動報告額⑬の増(減)額	小計 (D)	当該年度課税額のうち当該年度調定額	(E) ((A)+(B)+(C)) (F) ((D)+(E))	前年度課税額のうち当該年度調定額	(D')	当該年度課税額のうち当該年度調定額	(E') ((A')+(B')+(C')) (F') ((D')+(E'))
市 町 民 税	普通徴収分⑦			(G)				(G')		
	年金特別徴収分⑧			(H)				(H')		
	給与特別徴収分⑨									
	⑦+⑧+⑨ 計⑩									
	⑨当該年度のうち翌年度調定額⑪			(I)					(I')	
	⑪									
	令8条3項の当該年度の収入額となるべき課税額(調定額)	前年度課税額のうち当該年度調定額	前年度賦課異動報告額⑭の増(減)額	小計 (J)	当該年度課税額のうち当該年度調定額	(K) ((G)+(H)+(I)) (L) ((J)+(K))	前年度課税額のうち当該年度調定額	(J')	当該年度課税額のうち当該年度調定額	(K') ((G')+(H')+(I')) (L') ((J')+(K'))
加 算 金	区 分	過 少 申 告 加 算 金	不 申 告 加 算 金	重 加 算 金	計	過 少 申 告 加 算 金	不 申 告 加 算 金	重 加 算 金	計	
	県民税及び市町民税の合計額 ⑬	()円	()円	()円	()円	()円	()円	()円	()円	
	県民税⑬×(M)									
区 分	納 税 義 務 者 数									
	均等割のみの者	所得割のみの者	均等割及び所得割の者	分離課税に係る所得割の者	計	均等割のみの者	所得割のみの者	均等割及び所得割の者	分離課税に係る所得割の者	計
県 民 税 に 係 る も の	普通徴収分	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	年金特別徴収分									
	給与特別徴収分									
	合 計									
県 民 税 の 払 込 特 定 案 分 率	(M).....	(F) + (F')				(F) + (F')				=0
		(F) + (F')				(F) + (F')				
県 民 税 の 調 定 総 額 ⑭	本 年 度 分	(F) + (a)			円	過 年 度 分	(F') + (a')			円

(注) 1 この報告書は、現年課税分(分離課税に係る所得割を含む。)の当該年度の最初の納期限(分離課税に係る所得割の納期限を除く。)の到来する月の末日現在における状況について作成し、2部提出すること。
 2 「分離課税に係る所得割額」欄には、退職所得に係るものを記入するものであること。
 3 「⑬の増(減)額」及び「⑭の増(減)額」欄には、前年度の「賦課異動報告書」提出後に異動した税額の差引額を記入するものであること。
 4 県民税の過年度分「普通徴収分」欄の「均等割額」欄のうち()内には、平成19年度以降分の均等割額(超過税率相当分を含む)を内書きで記入すること。
 5 県民税の払込特定案分率については、現年課税分(本年度分及び過年度分)の当該年度の収入額となるべき課税額(当該年度の調定額)の合計額によって算定することとし、分離課税に係る所得割額は除いて算定することに留意すること。
 6 「加算金」欄の「県民税及び市町民税の合計額」欄のうち()内には、当該調定に係る件数を記入するものであること。
 7 本年度分とは、本年度において課すべきものをいい、過年度分とは過年度において課すべきであったものをいうものであること。
 8 特定あん分率は、市にあっては小数点以下8位、町にあっては小数点以下6位までとし、これ以下は切り捨てること。
 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

平成 年度個人の県民税賦課異動報告書

個人県民税の賦課異動状況を広島県条例第41条第2項及び第5項の規定によつて、次のとおり報告します。

区 分	調 分					額 年 度 分					
	均 等 割 額	所 得 割 額	計	分離課税に係る所得割額	合 計	均 等 割 額	所 得 割 額	計	分離課税に係る所得割額	合 計	
県 民 税	普通徴収分	当初賦課報告額 ①									
		①の増(減)額 ②									
		① + ② 計 ③				(A)	()円				(A')
	年金特別徴収分	当初賦課報告額 ④									
		④の増(減)額 ⑤									
		④ + ⑤ 計 ⑥				(B)					(B')
	給与特別徴収分	当初賦課報告額 ⑦									
		⑦の増(減)額 ⑧									
		⑦ + ⑧ 計 ⑨									
		③ + ⑥ + ⑨ 合計 ⑩									
	⑩のうち	当該年度調定額 ⑪				(C)					(C')
		翌年度調定額 ⑫									
	令8条1項の当該年度の収入額となるべき課税額(調定額)	前年度課税額のうち当該年度調定額 (D)		当該年度課税額のうち当該年度調定額 (E) ((A)+(B)+(C))	(F) ((D)+(E))	前年度課税額のうち当該年度調定額 (D')		当該年度課税額のうち当該年度調定額 (E') ((A')+(B')+(C'))	(F') ((D')+(E'))		
市 町 民 税	普通徴収分	当初賦課報告額 ⑬									
		⑬の増(減)額 ⑭									
		⑬ + ⑭ 計 ⑮				(G)					(G')
	年金特別徴収分	当初賦課報告額 ⑯									
		⑯の増(減)額 ⑰									
		⑯ + ⑰ 計 ⑱				(H)					(H')
	給与特別徴収分	当初賦課報告額 ⑲									
		⑲の増(減)額 ⑳									
		⑲ + ⑳ 計 ㉑									
		⑮ + ⑱ + ㉑ 合計 ㉒									
	㉒のうち	当該年度調定額 ㉓				(I)					(I')
		翌年度調定額 ㉔									
	令8条1項の当該年度の収入額となるべき課税額(調定額)	前年度課税額のうち当該年度調定額 (J)		当該年度課税額のうち当該年度調定額 (K) ((G)+(H)+(I))	(L) ((J)+(K))	前年度課税額のうち当該年度調定額 (J')		当該年度課税額のうち当該年度調定額 (K') ((G')+(H')+(I'))	(L') ((J')+(K'))		
加 算 金	区 分	過少申告加算金	不申告加算金	重 加 算 金	計	過少申告加算金	不申告加算金	重 加 算 金	計		
	県民税及び市町村民税の合計額 ㉕	()円	()円	()円	()円	()円	()円	()円	()円	()円	
	県民税 ㉕ × (M)										
県 民 義 税 務 の 者 納 数	区 分	均等割のみの者	所得割のみの者	均等割及び所得割の者	分離課税に係る所得割の者	計	均等割のみの者	所得割のみの者	均等割及び所得割の者	分離課税に係る所得割の者	計
	普通徴収分	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
	年金特別徴収分										
	給与特別徴収分										
	計										
県 民 税 の 払 込 あ ん 分 率		年 月 日現在の特定あん分率 0				(M)確定あん分率 $\frac{(F) + (F')}{((F) + (F')) + ((L) + (L'))} = 0$					

(注) 1 この報告書は、現年課税分(分離課税に係る所得割を含む。)の当該年度の3月31日現在における状況について作成し、翌年度の4月30日までに2部提出すること。
 2 ②、⑤、⑧、⑩、⑫及び㉒欄の増減額とは、「賦課報告書」提出後において異動した税額の差引額をいうものであること。
 3 「分離課税に係る所得割額」欄には、退職所得に係るものを記入するものであること。
 4 県民税の過年度分「普通徴収分」欄の「均等割額」欄のうち()内には、平成19年度以降分の均等割額(超過税率相当分を含む)を内書きで記入すること。
 5 県民税の払込みの確定案分率については、現年課税(本年度分及び過年度分)の当該年度の収入額となるべき課税額(当該年度の調定額)の合計額によつて算出することとし、分離課税に係る所得割額を含めること。
 6 「加算金」欄の()内には、調定件数を記入するものであること。
 7 払込あん分率は、市にあっては小数点以下8位、町にあっては小数点以下6位までとし、これ以下は切り捨てること。
 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記様式第四十号中(注)3を(注)4として(注)2を(注)3として(注)1の次に次のように加える。

2 「払い込むべき累計額④」の欄の額は、1円未満の端数を切り捨てた額を記載すること。

別記様式第四十二号中「第314条の8第3項」や「第314条の9第3項」に於て「回覧」の(注)2中「平成21年度」の次に「及び平成22年度」を「戻す」回覧(注)2の(注)8として(注)9を(注)10として(注)5の次に次のように加える。

6 5の乗率により算出した額の1円未満の端数は切り捨てること。

別記様式第四十二号の7中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」や「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」に於ける。

別記様式第四十八号の四(裏)(注)4及び5中「平成22年3月31日」や「平成24年3月31日」に於ける。

別記様式第四十八号の十五の(注)2を削り、回覧(注)1を回覧(注)1として加ふる。

別記様式第四十八号の十八の(注)2中「平成22年3月31日」や「平成24年3月31日」に於ける。

別記様式第四十八号の二十八の(注)2中「(3)に該当する場合には、この土地の取得の日から5年を経過する日の翌日)」を削り、回覧(注)2を削る。

別記様式第六十号の(注)2中「附則第12条の2の2第7項」や「附則第12条の2の5第1項及び第2項」に於ける。

別記様式第七十七号中「第156条」や「第112条の9」に於ける。

別記様式第八十二号中「自動車税納税証明書(継続検査用)」や「自動車税納税証明書(継続検査・構造等変更検査用)」

証明書に於て「回覧(注)2中「自動車の継続検査用」や「自動車の継続検査及び構造等変更検査用」に於ける。

別記様式第八十二号の11中「(継続検査用)」や「(継続検査・構造等変更検査用)」及び「自動車の継続検査用」や「自動車の継続検査及び構造等変更検査用」の下に「及び構造等変更検査」を加える。

別記様式第八十二号の13中「(継続検査用)」や「(継続検査・構造等変更検査用)」及び「自動車の継続検査用」や「自動車の継続検査及び構造等変更検査用」に於て「(車検)」の下に「及び構造等変更検査」を加える。

別記様式第八十二号の四及び別記様式第八十二号の五中「(継続検査用)」や「(継続検査・構造等変更検査用)」に於ける。

別記様式第八十二号の五の11中「自動車税納税証明書(継続検査用)」や「自動車税納税証明書(継続検査・構造等変更検査用)」

納税証明書に於ける。

別記様式第八十二号の五の13中「(継続検査用)」や「(継続検査・構造等変更検査用)」に於ける。

別記様式第八十二号の五の四中「(継続検査用)」を「(継続検査・構造等変更検査用)」に改める。

別記様式第八十五号の三十五を次のように改める。

狩 猟 税 申 告 書

平成 年 月 日

広島県 県税事務所長様

受印

次のとおり、狩猟税について申告します。

納税義務者	ふりがな	氏名		〒	年	月	日	④
住所	〒							電話番号 ()

(1) 狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種類(□にレ印を付す。)、使用する猟具の種類(番号に○印を付す。)、免許を与えた都道府県知事名、交付年月日及び狩猟免許の番号、所持する免許の種類(□にレ印を付す。第2種銃猟免許に係る登録の場合に限る。)を記入。なお、第1種銃猟免許を受けた者が空気銃のみを使用する場合は、第2種銃猟免許に係る登録を申請すること(「第2種銃猟免許に係る登録」の□にレ印を付す。)

網猟免許に係る登録	1 網	都道府県名	知事	交年月日	年月日	狩猟免許の種類		狩猟免許の番号
						□第1種銃猟免許	□第2種銃猟免許	
□わな猟免許に係る登録	2 わな	都道府県名	知事	交年月日	年月日	狩猟免許の番号		
□第1種銃猟免許に係る登録	3 ライフル銃 4 散弾銃 5 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む)	都道府県名	知事	交年月日	年月日	狩猟免許の番号		
						所持する免許の種類		
□第2種銃猟免許に係る登録	6 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む)	都道府県名	知事	交年月日	年月日	狩猟免許の番号		

(2) 狩猟をしようとする場所 (該当番号に○印を付す。)

1 県の区域全部

2 広島県猟区の区域

(3) 対象鳥獣捕獲員であるか否かの別 (該当事項の□にレ印を付す。なお、対象鳥獣捕獲員である場合は対象鳥獣捕獲員として所属している市町の名称を記載する。)

□ 対象鳥獣捕獲員
□ 対象鳥獣捕獲員でない (対象鳥獣捕獲員として所属する市町名)

申告額	税率区分 (該当番号に○印を付す。)		納付 (決定) 額
	広島県税条例第165条第1項第1・2・3・4・5号該当	広島県税条例第165条第2項第1・2号該当	
広島県税条例第165条第20条第1・2号該当			円

※ 税率区分を「広島県税条例第165条第1項第2号又は第4号に該当」として申告する場合 (番号に○印を付す。要添付書類)

- 納税義務者が当該年度の都道府県民税所得割額を納付することを要しない。
- 当該年度の都道府県民税所得割額を納付することを要する者の地方税法第23条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は同項第8号に規定する扶養親族に該当しない。(農業、水産業又は林業に従事している場合を除く。)

(広島県収入証紙ちよう付欄)

(広島県税事務取扱規則の一部改正)

第二条 広島県税事務取扱規則(昭和三十五年広島県規則第九十二号)の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項、第二十三条の二及び第二十三条の二の二中「附則第十二条の二の四第二項」を「附則第十二条の二の七第二項」に改める。

第二十五条第一項中「、別記様式第三百三十八号の三、別記様式第三百三十八号の四、別記様式第三百三十八号の五、別記様式第三百三十八号の六又は別記様式第三百三十八号の七」を「又は別記様式第三百三十八号の三」に、「徴収金の収入の状況等について明らかに」を「滞納整理の状況について管理」に改める。

別記様式第七十二号を次のように改める。

様式第72号(第11条関係)

決裁者		起案年月日	調定年月日	徴収簿作成年月日	証紙消印年月日
		・ ・	・ ・	・ ・	・ ・

年度	区分

狩猟税納付・決定決議書兼証紙文書整理簿

番号	納税者		狩猟税		証紙のちょう付額
	住所	氏名	納付(決定)額	該当条項及び号	決定の理由
			円	第165条1項1号該当 " 1項2号該当 " 1項3号該当 " 1項4号該当 " 1項5号該当 " 2項1号該当 " 2項2号該当 附則第20条1号該当 " 2号該当	合計 円
			円	第165条1項1号該当 " 1項2号該当 " 1項3号該当 " 1項4号該当 " 1項5号該当 " 2項1号該当 " 2項2号該当 附則第20条1号該当 " 2号該当	合計 円
中 欄 省 略					
			円	第165条1項1号該当 " 1項2号該当 " 1項3号該当 " 1項4号該当 " 1項5号該当 " 2項1号該当 " 2項2号該当 附則第20条1号該当 " 2号該当	合計 円

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記様式第三百二十八号(表)中「徴収整理票」を「徴収整理票」に、

業種	納組ロープ	補記
----	-------	----

を

業種	補記
----	----

に改める。

別記様式第三百二十八号の二から別記様式第三百二十八号の四までを削る。

別記様式第三百二十八号の五(表)中「徴収整理票」を「徴収整理票」に、

「に、

業種	加入組合	処理別
----	------	-----

を

業種	処理別
----	-----

に改め、同様式を別記様式第三百二十八号の二とし、同様式の次に次の様式を加える。

別記様式第三百三十八号の六及び別記様式第三百三十八号の七を削る。

(広島県産業廃棄物埋立税条例施行規則の一部改正)

第三条 広島県産業廃棄物埋立税条例施行規則(平成十五年広島県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中広島県税規則第十五条第二項第九号、第二十三条の五及び別記様式第四十二号の九の改正規定並びに第三条の規定 平成二十二年六月一日
- 二 第二条中広島県税事務取扱規則別記様式第三百三十八号の改正規定、別記様式第三百三十八号の二から別記様式第三百三十八号の四までを削る改正規定、別記様式第三百三十八号の五の改正規定、同様式を別記様式第三百三十八号の二とし、同様式の次に一様式を加える改正規定並びに別記様式第三百三十八号の六及び別記様式第三百三十八号の七を削る改正規定 平成二十三年二月一日

(旧様式による用紙に関する経過措置)

2 この規則による改正前の各規則の様式により作成された用紙で各規則の様式を改める改正規定の施行の際現に県の在庫に係るものは、この規則による改正後の各規則の様式により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。